

長 寿 ― 5 8 7
令和 6 年 6 月 1 4 日

各訪問系介護サービス事業者 様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定等に関する留意事項について（通知）

平素から介護保険制度の円滑な実施に特段の御配慮と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の介護報酬改定等に関する留意事項について、次のとおり通知しますので、御了知の上、適切な対応をお願いします。

1 介護職員等特定処遇改善加算（以下「新加算」という。）の取得について

令和 6 年度介護報酬改定において、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすく、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る 3 加算が一本化されました。

新加算では、加算率が引き上げられたほか、職場環境等要件や月額賃金要件等が見直し（緩和）されています。また、事業所の事務負担軽減の観点から、届出書の様式が簡素化され、令和 6 年度中の経過措置も設けられています。

新たに新加算を取得するためには、加算要件を満たすことを表す届出書を指定権者に提出する必要がありますので、届出書を未提出の事業所においては、速やかに新加算の取得に向けて検討いただき、介護職員等の処遇改善等を図られますようお願いします。

また、令和 6 年 6 月から当該改正が施行されるため、処遇改善加算を算定している事業所等はすべて新加算に対応した加算届を提出する必要があります。この手続きを怠ると報酬請求時にエラーとなりますので、御注意願います。

新加算の詳細は以下の厚生労働省ホームページを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

2 訪問介護等において新たに設けられた同一建物等減算(12%減算)について

訪問介護サービスについては、地域の個々の居宅を訪ねてサービス提供する形態や、集合住宅の居住者にサービス提供する形態があります。

今回の報酬改定では、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設ける見直しがあり、本年度は 4 ～ 9 月の 6 ヶ月間のサービス提供実績を算定届出エクセルファイル別紙 10 の計算書シートに入力し、同一建物等に居住する者の割合が 9 割以上

である場合、算定状況等一覧に減算ありの届出を令和6年10月に提出する必要があり、11月～3月の間、12%相当減算の対象となります。(10～2月の5ヶ月間の結果を翌年度上半期に反映、以後順次確認、最新情報vol.1225 Q&A問9参照)

3 訪問介護等における同一建物等減算の取扱いについて

2の改正に関連して、今年度から、算定状況等一覧(別紙1-1など)に同一建物等減算該当の有無のチェック項目が追加されましたが、届出の状況を見ると事業所によって同一建物等減算の認識にバラツキが認められます。具体的には、訪問介護サービス事業所と同一の法人がサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の集合住宅を運営している場合であって、当該集合住宅以外の場所を事業所所在地として訪問介護事業所の指定を受け、当該集合住宅の居住者を主な利用者としている場合に、同一建物等減算の該当性の認識に齟齬が見られます。

こうしたケースでは、集合住宅が実質的に事業所の機能を有していると判断される場合(例えば、集合住宅から離れた場所を事業所として届出しているが、サービス責任者や訪問介護員等は集合住宅内に常駐して、実質的に集合住宅と同一建物内で介護サービスを提供している場合など)は、利用者の人数に関わらず、同一建物等減算(10%減算)を適用することが適当と認められます。

訪問介護事業所の指定を受けるに当たっては、介護保険法施行規則第114条第1項に定める書類等を指定権者に提出することとされており、事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、その事業所についても届出が必要となりますので、前述のような事例に該当する場合は速やかに変更届及び加算届を提出するようお願いします。

当該取扱いについては、厚生労働省に確認済みであり、今後の運営指導や監査等において、令和6年6月以降に提供するサービスについて不適切な取扱いが確認された場合は、不正請求と判断される場合がありますので、御留意ください。

○介護保険法(抄)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

4 特別地域・中山間地域へのサービス提供等の係る加算について

対象地域において訪問介護等を行っている事業所については、加算の要件を満たす場合は、指定権者に加算に係る届出書を提出することにより、「特別地域加算(15%加算)」「中山間地域等小規模事業所加算(10%加算)」「中山間地域等サービス提供加算(5%加算)」の対象となる可能性があります。(別添の「1. 加算の対象サービス・地域につ

いて」「2. 特別地域加算 対象地域一覧(令和6年4月1日現在)を御参照ください)

要件に該当する場合は、加算の取得を御検討くださるようお願いします。なお、当該要件の該当可能性については、事業所所在地の保険者に確認してください。

秋田県健康福祉部長寿社会課
介護保険チーム

電 話：018-860-1363

F A X：018-860-3867